

(別紙)

下水道料金納入通知処分等一覧表

使用期間	上下水道の区分	下水道料金納入通知処分の日付け	使用棟	下水道料金	原告支払額充当額	残額
		下水道料金の弁済期	〃	下水道料金	-	残額
平成26年3月31日 ～同年5月30日	下水道	平成26年6月9日	1～5号棟	¥ 402,162	¥ 402,162	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,219,297	¥ 1,219,297	¥ -
	上水道	平成26年6月25日	1～5号棟	¥ 356,087	¥ 88,818	¥ 267,269
			6～9号棟	¥ 953,542	¥ 613,314	¥ 340,228
			小計	¥ 1,309,609	¥ 702,132	¥ 607,477
平成26年6月1日 ～同年7月31日	下水道	平成26年8月8日	1～5号棟	¥ 438,160	¥ 438,160	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,223,199	¥ 1,223,199	¥ -
	上水道	平成26年8月25日	1～5号棟	¥ 384,160	¥ 66,335	¥ 317,825
			6～9号棟	¥ 1,899,668	¥ 1,575,107	¥ 324,561
			小計	¥ 2,283,828	¥ 1,641,442	¥ 642,386
平成26年8月1日 ～同年9月30日	下水道	平成26年10月8日	1～5号棟	¥ 399,993	¥ 399,993	¥ -
			6～9号棟	¥ 727,025	¥ 727,025	¥ -
	上水道	平成26年10月27日	1～5号棟	¥ 356,253	¥ 103,519	¥ 252,734
			6～9号棟	¥ 693,195	¥ 438,618	¥ 254,577
			小計	¥ 1,049,448	¥ 542,137	¥ 507,311
平成26年10月1日 ～同年11月28日	下水道	平成26年12月10日	1～5号棟	¥ 392,761	¥ 392,761	¥ -
			6～9号棟	¥ 959,644	¥ 959,644	¥ -
	上水道	平成26年12月25日	1～5号棟	¥ 350,965	¥ 105,513	¥ 245,452
			6～9号棟	¥ 765,480	¥ 487,141	¥ 278,339
			小計	¥ 1,116,425	¥ 592,654	¥ 523,771
平成26年11月29日 ～平成27年1月30日	下水道	平成27年2月9日	1～5号棟	¥ 384,726	¥ 384,726	¥ -
			6～9号棟	¥ 968,483	¥ 968,483	¥ -
	上水道	平成27年2月25日	1～5号棟	¥ 345,090	¥ 174,053	¥ 271,037
			6～9号棟	¥ 771,926	¥ 484,872	¥ 287,054
			小計	¥ 1,117,013	¥ 558,925	¥ 558,088
平成27年1月31日 ～同年3月31日	下水道	平成27年4月10日	1～5号棟	¥ 355,397	¥ 355,397	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,000,624	¥ 1,000,624	¥ -
	上水道	平成27年4月27日	1～5号棟	¥ 323,645	¥ 89,162	¥ 234,483
			6～9号棟	¥ 795,424	¥ 510,021	¥ 285,403
			小計	¥ 1,119,069	¥ 599,183	¥ 519,886
平成27年4月1日 ～同年5月29日	下水道	平成27年6月10日	1～5号棟	¥ 350,174	¥ 350,174	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,282,258	¥ 1,282,258	¥ -
	上水道	平成27年6月25日	1～5号棟	¥ 319,826	¥ 115,196	¥ 204,630
			6～9号棟	¥ 1,001,350	¥ 688,759	¥ 312,591
			小計	¥ 1,321,176	¥ 803,955	¥ 517,221
平成27年5月30日 ～同年7月31日	下水道	平成27年8月11日	1～5号棟	¥ 391,154	¥ 391,154	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,564,695	¥ 1,564,695	¥ -
	上水道	平成27年8月25日	1～5号棟	¥ 349,790	¥ 73,118	¥ 276,672
			6～9号棟	¥ 3,480,098	¥ 3,199,178	¥ 280,918
			小計	¥ 3,829,886	¥ 3,272,296	¥ 557,590
平成27年8月1日 ～同年9月30日	下水道	平成27年10月9日	1～5号棟	¥ 337,720	¥ 337,720	¥ -
			6～9号棟	¥ 789,298	¥ 789,298	¥ -
	上水道	平成27年10月26日	1～5号棟	¥ 310,720	¥ 89,254	¥ 221,466
			6～9号棟	¥ 713,759	¥ 460,650	¥ 253,109
			小計	¥ 1,024,479	¥ 549,904	¥ 474,575
平成27年10月1日 ～同年11月30日	下水道	平成27年12月9日	1～5号棟	¥ 371,066	¥ 371,066	¥ -
			6～9号棟	¥ 918,665	¥ 918,665	¥ -
	上水道	平成27年12月25日	1～5号棟			¥ -
			6～9号棟			¥ -
			小計	¥ -	¥ -	¥ -

※「使用者番号」欄の「1～5号棟」は、「1-004555-003」に、同「6～9号棟」は「1-004662-003」に各対応する。

※「下水道料金」欄の金額は、被告が、各使用期間・各使用者に対応する下水道料金として主張する額。

※「原告支払額充当額」欄の金額は、原告が各使用期間・各使用者に対応する上下水道料金として主張する額。

※「残額」欄の金額は、原告支払額を下水道料金に充当した残金。

加入分担金目録

- 1 下記(1)ないし(9)の住宅の各戸に関し、原告と被告との間で各戸毎に水道契約を締結することを原因とする、原告の被告に対する加東市給水条例34条3項所定の加入分担金の支払債務。
- 2 下記(1)ないし(9)の住宅の各戸に関し、各戸毎の水道の使用水量を計量することができる公設の量水器（水道メーター）を被告が設置することを原因とする、原告の被告に対する加東市給水条例34条2項所定の加入分担金の支払債務。

記

- (1) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎1号棟
- (2) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎2号棟
- (3) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎3号棟
- (4) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎4号棟
- (5) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎5号棟
- (6) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎6号棟
- (7) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎7号棟
- (8) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎8号棟
- (9) 住居表示 加東市山国
名称 大学職員宿舎9号棟

以上

(別紙)

本件上水道条例別表第1 (抄)

区分	基本料金		従量料金(基本水量を超える使用水量1 m ³ につき)	
	水量	金額	水量	金額
20mm 以下	5 m ³ 以下	900 円	5 m ³ を超え 10 m ³ 以下の部分	126 円
			10 m ³ を超え 30 m ³ 以下の部分	186 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の部分	204 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ 以下の部分	220 円
			100 m ³ を超える部分	254 円
25mm	30 m ³ 以下	略	略	略
30mm	50 m ³ 以下	略	略	略
40mm	70 m ³ 以下	略	略	略
50mm	100 m ³ 以下	略	略	略
75mm	300 m ³ 以下	85,100 円	300 m ³ を超える部分	272 円
				以下略

本件上水道条例別表第2 (抄)

メーターの口径	金額
13mm	80,000 円
20mm	180,000 円
以下略	

(別紙)

下水道条例別表 (抄)

種別	基本使用料 (1戸1月につき)	従量使用料(1個1月につき)	
		汚水排除量	金額(汚水排除量 1 m ³ につき)
一般用	汚水排除量が 5 m ³ 以下 960 円	5 m ³ を超え 10 m ³ 以下の部分	70 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ 以下の部分	155 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ 以下の部分	188 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の部分	218 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ 以下の部分	250 円
		100 m ³ を超え 300 m ³ 以下の部分	300 円
		300 m ³ を超え 500 m ³ 以下の部分	344 円
		500 m ³ を超える部分	372 円
			以下略

